

(4) 対象の方で、ほかの病気で受けられない場合、翌年ではなく、5年後に接種となるのかについては、予防接種法において、長期にわたる療養を必要とする疾病等のため接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった方について、対象年齢を超えて接種を受けることができる長期療養特例が定められております。医師が疾病等の特別の事情で接種ができないと診断した方が、特別の事情がなくなってから1年間、定期接種の対象となります。接種に当たり、判断した理由等を記載した医師の診断書等を市に提出していただく必要があります。5年後の接種についてですが、経過措置は令和7年度から令和11年度までの5年間とされており、それ以降の経過措置については、現在のところ、国で検討していないということです。定期接種として接種できないこととなります。接種を希望する方が体調のよいときに早めに接種していただけるよう、周知してまいります。

○鈴木富美子議長 2番、鈴木英則議員。

○2番 鈴木英則議員 詳しく説明していただきました。

令和8年度に実際に適用になるということですが、台数が台数だけに、きちんとした管理をしないといけないと思いますが、例えば、これは教育委員会だけに限らず、役所関係のそういった端末関係の更新などでも、そういった実績があるでしょうから、本当にそういった部分では大丈夫かもしれませんが、非常に扱うものが子供関係のデータに関するものがありますので、注意して行っていただくようお願いしたいと思います。

また、带状疱疹ワクチンについてですが、できれば対象の全員が受けられるような、そんなふうにできればなるように、ホームページ、市報、その他いろんな機会に通知していただけるように考察していただけるようお願いしたいと思います。

私のほうからの質問は以上で終わります。

○鈴木富美子議長 次に、個人質問を行います。

勝見英一朗議員の質問

○鈴木富美子議長 順位7番、議席番号3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 おはようございます。政新長井の勝見です。

大きく2点ですが、1つは災害に関連して、それから2点目は、特別支援教育、そして、不登校についてお尋ねいたします。

まず1点目ですが、下水道に関連して質問いたします。

能登半島地震を機に、上下水道の防災対策については多くの議員が一般質問で取り上げてこられましたので、その詳細については省略させていただきますが、抜本的な対策となる耐震化については、財政的に非常に困難な現実があると認識しております。本市の下水道事業の会計を見ると、一般会計からの繰入総額は、企業会計に移行した令和2年度は5億100万円、令和5年度は5億3,500万円と徐々に増加してきております。また、収益的収入の企業債は令和5年度は1億4,400万円と、令和2年度の約3億円から半減しながらも、企業債償還金は毎年約6億円を続けております。本市の有収率の低さの原因の多くは管路の損傷にあると予測され、もし大規模な地震が起きた際は、相当の障がい起きると考えられます。しかし、下水道料金が類似団体に比べて高い状況では、更新費用を料金に上乗せすることは難しく、一般会計からの繰入れも限度がありますので、できるだけ早い耐震化のためには、まずは、財源となる国の補助事業の拡大を願うところです。

そうした事情を踏まえて、1点、上下水道課

長にお尋ねいたします。

例えば大地震により公共下水道の管路、あるいは施設が損傷し、公共下水道が使えない状況に至った場合、迅速な判断が必要となりますが、どこの部署がどのように判断されるのか。また、該当する家庭は広範囲に及ぶわけですが、公共下水道が使えないことをどのように周知されるのか。とりわけ、平時の段階でそのような場合の手順が当該地域にお住まいの方に理解されていることが重要と思いますが、そのような措置は取られているのでしょうか、お尋ねいたします。

○鈴木富美子議長 佐藤 久上下水道課長。

○佐藤 久上下水道課長 おはようございます。

勝見議員から3点ご質問いただきましたので、順にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、下水道が使えなくなった場合、どの部署がどのように判断するかということでございますが、地震が発生した場合の下水道施設等の被害状況確認からご説明させていただきます。

地震発生時におきましては、地域防災計画や長井市災害対策職員初動マニュアル、あと、長井市下水道事業業務継続計画等に基づきまして、上下水道課職員を主体としまして、下水道管理センターの職員にも協力をいただきながら、下水道処理施設等の稼働点検、埋設されている下水道幹線管渠、マンホールについて、優先して被害の有無を確認、状況確認を行うこととなります。これら確認結果につきましては、上下水道課内に設置される上下水道課長が本部長となる下水道対策本部で集約をして、全体の状況を把握した上で、下水道の使用の可否を見極めるとともに、下水道処理施設が使用できるかできないか、下水道管理センターの運用をお願いしております長井要水株式会社のほうに確認をいたします。それら全体の施設や管渠の被害状況、状態を確認して、上下水道課長から管理者であ

る長井市長に報告をして、最終的に長井市長が下水道の使用可否について判断、決定をするということになります。

2点目の下水道が使えなくなったことをどのように周知されるのかということでございますが、こちら地域防災計画であったり、長井市災害対策職員初動マニュアルなどに基づきまして、防災ラジオ、屋外拡声装置、長井市LINE、SNSですね、などを使いまして全域への周知を行うと同時に、下水道の使用不可対象エリアの各地区長さんのほうに電話連絡を行ったり、あと、広報車による周知を行うこととしております。

最後に、3点目でございますが、長井市から情報提供方法を周知しているかということでございますが、現在、地震等における非常時の下水道使用制限等をお願いする市からの情報発信や周知方法については、市民の皆様にお知らせしていないという状況でございました。埼玉県八潮市の道路陥没事故や能登半島地震での下水道が使用できなくなった事例を考えますと、勝見議員がおっしゃるとおり、日頃から市民の皆様に対し、下水道が使えなくなった場合の市から周知する方法についてお知らせしておくべきと考えております。これについては、他自治体のこういったホームページの周知を確認できておりますので、これらを参考にしたいと考えているところでございます。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 八潮市の事故の話ありましたけれども、あのときも緊急に3日間、完全に止められたら、また、復旧の状況も違ってきたんだろうと。ただ、対象が何万戸という大きさですので、そう簡単にはいかなかったんだと思いますけれども、その初期の判断、そして、周知が大事だなと思っておりましたので、お尋ねいたしました。よろしく願いいたします。

次に、2点目ですが、公共下水道区域内の公共施設に合併処理浄化槽を設置することについて、市長に伺います。

地震等の災害で公共下水道を使えない、または使用を制限しなければならない場合、該当する地域にお住まいの方は非常に大変な状態に置かれることになります。これまでもトイレトレーラーやマンホールトイレなどを提起されておりますが、合併処理浄化槽を利用できるようにしておくことも有効な方法の一つだと思います。下水道法では、排水区域内では下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならないとされており、これを前提として、建築基準法第31条第1項では、処理区内においては、便所は污水管が公共下水道に連結された水洗便所としなければならないとされております。ただし、建築基準法第85条では、災害時における応急仮設建築物に対する制限の緩和を規定しており、同法第31条第1項は適用除外となっております。この適用除外について、国土交通省の資料によれば、例えば小学校を防災拠点、避難所として活用する場合、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能であるとされているようです。これを受けて、公共下水道区域内の避難所となる公共施設へ合併処理浄化槽を設置することについて、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 勝見英一朗議員のご質問にお答えいたします。

議員のほうからは、公共下水道が使用できない場合の措置の検討は進んでいるのかという項目の、その方法として、公共下水道区域にある避難所となる公共施設の一部に合併処理浄化槽を設置することはできないのかというようなご提言でございます。

勝見議員おっしゃるように、建築基準法の第

85条におきまして、災害時における応急仮設建築物に対する制限の緩和を規定しており、この条文の国土交通省解釈を要約しますと、公共下水道区域内であっても、避難所として活用する施設は、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能としているということで、これは議員のほうからもご紹介いただいたところでございますが、これを長井市の場合に置き換えてみますと、公共下水道区域にある本市の指定避難所は18か所ございます。通常は公共下水道を使用し、災害時には合併処理浄化槽に切り替えて使用するということになります。

ただし、この場合、大きな課題がございます。これは、合併浄化槽の仕組み、浄化の仕組み、システムでございますが、浄化槽内の水中で微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにしております。これはご承知のことかとは思いますが、この微生物には空気を好む微生物、好気微生物と、空気を好まない微生物、嫌気微生物の2種類があるんだそうでございます。それで、合併処理浄化槽を使用するには、常に浄化槽内の微生物2種類を元気な状態で生かし続ける必要があるということです。微生物を元気な状態に保つには、浄化槽内へ常にブローで空気を供給する必要があります。したがって、浄化槽を設置しておいて、通常時は何も管理せず、災害時だけ使用するということにはならず、通常時においても常に管理が必要となり、管理経費といたしまして、最低でもブローを動かしておく電気代とか浄化槽内の清掃手数料、年1回の法定点検費用、上下水道使用料など、年間最低でも15万円前後ぐらいが経常経費として必要になってくると、ケースによって違って来るわけですが。そのほか、合併浄化槽設置費用、これも大きさによりますけれども、避難所としての利用を考えますと、最低でも30人槽以上は必要になるということで、30人槽の場合で500万円

程度が必要になるということで、18か所、かなり大小ございますので、例えばその18か所というのは、長井高校や長井工業高校の体育館、長井小学校の体育館やケミコンデバイスの体育館、長井市役所等々なんですけど、これを考えますと、この費用については相当程度必要になると考えておまして、これをずっと維持しなくてはいけないということで、かなり負担は大きいなと考えております。これは議員もご承知の上でご提言いただいているとは思いますが、合併処理浄化槽を設置しておくことは、災害時における避難所運営においては非常に有効であると考えますが、設置費用や設置後の維持管理費用の面、また、極端な例になりますけれども、能登半島地震クラスの地震になりますと、地中に設置されている合併浄化槽そのものは使えない状況に陥る可能性が高いと思います。これらを考えますと、合併処理浄化槽を設置しておくことは、なかなか困難であるなと思っております。

したがって、私どもも、災害時の連携協定を結んでいる、微生物を備えたタンクトレーラーみたいな、あとは、仮設のトイレでも大分技術が進歩していますので、そういったものを早急に運んでもらうというやり方が一番現実的ではないのかなと思います。恐らく18か所平均して設置に1,000万円かかったとすると、それでも1億8,000万円程度ですけれどもね。それからあと、常時、多分15万円では収まらないと思いますので、50万円程度は、50万円から100万円かかると、それが1,800万円。それが年間ずっとかかるわけですが、この辺のところは検討する余地はあると思いますが、例えばそれは、公共下水道とか農業集落排水とか、特定環境保全公共下水道とか、そういったところの地域だけですから、全体を考えますと、連携協定を結んでいるところに即時、配置していただいて、やっていくのが現実的にはいいのかなと。

あと、それから、これは避難生活が短期では

なくて、中長期に及ぶといった場合には、まずは、1カ月後ぐらいから仮設住宅とか、そういったところの建設が始まりますが、長井市の場合は、学習プラザということでもう設定して、グラウンドのところとか、多目的広場、あそこに仮設住宅を設置するということで決めておりますので、その間、3カ月ぐらいなるかもしれませんがけれども、そこは、その災害の程度によりますけれども、通常の災害だったら、そのほうが現実的なのかなと考えますが、なお、こういったシミュレーションは今までしておりませんので、今後、どういうふうな形でこれに対応していくかというところを、地震とかだけではなくて、あらゆる災害に対応できるような、そういった新たな災害の対応のマニュアルの検討などをしてまいりたいと思いますので、ありがとうございました。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 費用などについても触れていただきまして、ありがとうございました。

18か所あるということでしたが、全てとは思っておりませんで、そのうちの1か所でも、こうした大きな地震があったときに公共下水道が使えないとなると、影響が大きいものですから、その際、どうしたらいいかなって自分でも考えるんですが、その場合だと、多分区域外の避難所に地区を分けて避難していただくと。それから、身体に不自由な方がいらっしゃったら、その方は福祉避難所、区域外の福祉避難所ということになるんでしょうけれども、そこに避難していただいて、もう一つは、家庭で備えていただく非常用のトイレ、この3つだろうなと考えました。その際でも、区域内に何か所かでも、1か所でも2か所でも、何か所かでも区域内の避難所で合併浄化槽があって、そこが使えるとなると、避難する場合でも柔軟性が出てくると考えまして、今のような質問をさせていただいたところです。

ぜひご検討いただきまして、なお、今進めているストックマネジメント計画、それから、経営戦略は資金面での計画ということなのですが、本市の有収率が決して軽視できない状況ですので、その大事な基幹部分の維持管理については、そんなに年数を待たないで手をかけなければいけないだろうと思っております。そのためにも、今作成のストックマネジメント計画と経営戦略については、しっかりした背景があつての計画なのかどうか、その辺も今後注視していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の項目の3点目に入ります。将来の防災を担う人材育成のために、ジュニア防災検定の資格取得を進めてはどうかについて、危機管理参与にお尋ねいたします。

このジュニア防災検定は、一般財団法人防災検定協会が実施しているもので、小学校中学年から中学生までを主な対象として、初級、中級、上級の検定級があり、合格すれば、防災検定5級から3級が認定されるというものです。ジュニア防災検定は団体受検を基本にしておりますので、実施に当たっては、学校と連携して、市の防災に当たる組織が実施するのが望ましいのではと思っております。ジュニア防災検定に挑戦した子供は、その後は、一般を対象とした防災検定2級、1級を目指すことも大いに期待できます。来年度は無理でも、受験料への補助を検討することも意味あることと考えます。こうしたジュニア防災検定の資格取得を進めることについて、危機管理参与のお考えをお尋ねいたします。

○鈴木富美子議長 高石潤一危機管理参与。

○高石潤一危機管理参与 おはようございます。

勝見英一朗議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、防災教育の観点からですが、幼少期のうちから日常生活の様々な場面で発生する地震

や豪雨による洪水などの災害の危険性を学んで、理解し、いざ災害のときに自分の命を守るための安全な行動ができるようにするとともに、ほかの人々の安全にも気配りできるような子供を育てていくことが重要と考えています。中山町においては、令和3年から、幼児から中学生まで、子供たちの日常生活に防災の視点を取り入れることを狙いとしまして、切れ目ない防災教育に取り組んでいるということでございます。この防災教育を受けた子供たちが家族の中で防災の話をすることで、大人も防災意識が高まり、家庭や地域の防災力を上げることに繋がってきているということでございます。

議員ご質問のジュニア防災検定のホームページを見てみますと、小学4年生から中学3年生の児童生徒らが日頃から防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で考え、判断し、行動できる防災力を身につけることを目的として実施されているもので、筆記試験だけでなく、家族防災会議レポート、防災自由研究の3つから構成されておりまして、議員が述べられたとおり、団体による受検が基本となっているということでございます。この団体とは、自治体では教育委員会、危機管理部局、消防部局など、それから、学校、企業、商工団体、子供会なども団体に該当するということになっています。2013年の11月に第1回の検定が実施されまして、以来、全国的には多くの小・中学生が受検し、合格しているということでございますが、山形県内ではジュニア防災検定に取り組んでいる学校等の団体は、県などにも確認いたしましたが、見当たらなかったということでございます。

防災教育の目的は、先ほども申し上げましたように、小学校のうちから日常生活の様々な場面で発生する地震や洪水などの災害の危険を学んで、理解し、いざ災害のときに自分の命を守るための安全な行動ができるようにするとともに、ほかの人々の安全にも気配りができるよう

な子供を育てていくことと思いますが、このジュニア防災検定は、それらの目的を達成するための一つの手段であり、アプローチには中山町の取組など様々なやり方があると考えています。

本市では、毎年、各地区の小学校持ち回りで総合防災訓練を実施しておりまして、会場となる小学校と連携し、先生方のご協力の下、児童の避難訓練、初期消火訓練などを行ってまいりました。特に令和5年度の平野小学校での防災訓練では、それまでの避難訓練、初期消火訓練に加えまして、心肺蘇生法とAEDの使用方法を講習する応急手当訓練や、災害時に被災者への食事や飲料水の提供を行います炊き出し、給水訓練に全児童が何らかの形で関わっていただくとともに、水害体験などの体験型の展示に参加いただいたことは、子供たちからいただいた感想からも、防災意識の高揚に大きく寄与したということがうかがえました。今後も、できるだけ多くの子供たちが参加し、防災に興味を持てるような訓練を検討し、行ってまいりたいと考えております。

山形県においては、令和7年度、来年度ですが、地域における防災学習アクションプランというものを作成し、それを受けて、また来年度から県独自の子供向けの防災検定を進めていく予定とお聞きしております。議員ご提案のジュニア防災検定は、子供たちへの防災教育の一つの選択肢としては必要なものの一つと思いますが、長井市としては、その県独自の子供向けの防災検定について、詳細や具体的な内容が分かり次第、長井市としてどのような対応ができるのか、学校や地域との連携、あるいは受検料の補助などを含めて調査検討してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 ぜひ防災教育の中で、子供のときからの防災教育についてのご検討をお願いしたいと思います。特にその中では、家

庭での話し合いなども含まれておりますので、家庭での意識を高めるためにも大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、(4)に入りますが、これは年齢的なことがあると思いますが、ランニング中など、心室細動などの異常を来した場合、どこにAEDがあるかと考えることもあります。一般には公共施設や大きな会社などに設置されていると思いますが、確実にそこにあるのか、持ち出せる時間帯はいつなのかなど、不確実なところがあります。そうすると、AEDを探すより、救急車のほうが早いということにもなります。多分実情はそうなのだろうと思いますが、例えば大規模地震などは、起こる確率は極めて低くても、できる限りの備えをしていくことが重要なものと同じように、AEDに関しても、遭遇する確率は低くても、人命に関わることであり、どこにあるか瞬時に、即時に把握できる状況にしていくことが重要だと思います。現状でも、日本救急医療財団が作成する日本全国AEDマップやAED N@VIなどがあり、自分ではスマホにAED GOというアプリを入れていて、スマホのアイコンをタップすれば、AEDの設置箇所が地図上で分かるようにしているのですが、今もそこにあるのか、施設に入って持ち出せる時間に制限がないのかは、このマップでは不確かです。

そこで、本市内にあるAEDの設置箇所を年1回程度確認し、使用できる時間帯も示して、それを防災マップに掲載し、市民の関心を高め、さらに、アプリ開発とまではいかなくても、スマホで市のホームページから迅速に位置情報を検索できるようにしてはどうかと考えるのですが、危機管理参与のお考えを伺います。

○鈴木富美子議長 高石潤一危機管理参与。

○高石潤一危機管理参与 市が保有するAEDの設置場所や使用可能時間帯の情報につきましては、毎年、健康スポーツ課が調査いたしまして、

県を通じて公表しているところがございます。
また、市のホームページでは、オープンデータ
や施設マップに付随して公表しているところ
でございますが、地図情報と使用可能時間帯等
の情報が別々のページになるなど、議員がご
心配されておりますように、即時に確認する
ことは難しい現状がございます。総合政策課
におきましては、公開型GISを活用した「な
がeマップ」をこの3月中に公開する予定
でございますけれども、こちらでは、地図情
報のほか、AEDの利用可能時間帯と必要
な情報が表示できるようになります。市ホ
ームページに新たなバナーを設置するなど、
引き続き利用しやすいシステムの構築を進
めてまいります。

防災マップの掲載につきましては、令和7
年度に更新を予定しておりますが、新たな
土砂災害が発生するおそれのある箇所や、
新たな洪水、浸水想定区域の指定など、
新規で載せるべき情報が多岐にわたります
ことから、AEDの設置場所も含めて、で
きるだけ多くの市民に広く目に留まるよう
な分かりやすい掲載方法を検討してまい
るつもりでございます。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 引き続きご検討
よろしくをお願いいたします。

次に、大きな2番目に入ります。

本市の小・中学校での特別支援学級は、
小学校で13学級、中学校で5学級設置さ
れております。本市の場合、医療的ケア
の必要な児童の小学校への受入れに見
られるように、非常に前向きに障がい
のある児童生徒に対応されていることは
すばらしいことだと思っております。

その上で幾つかお尋ねしたいのですが、
最初に、小・中学校における特別支援学
級の指導について、教育長にお尋ねいた
します。

各学校の特別支援学級数と、そこに所
属する児童生徒数を見ますと、児童生
徒が1人であっても1学級を構成する
という取扱いになってお

ります。このことは、当該の児童生徒
にとってとても恵まれた環境だと思
うのですが、それぞれの特別支援学級
ごとに担任の先生が決まっていると
理解してよろしいでしょうか。例え
ば長井小学校には特別支援学級は5
学級あるのですが、担任の先生は5
人いるということでしょうか。また、
小学校の場合、担任の先生がほとん
どの教科を教えておられますので、
特別支援学級においても、同じよう
に担任の先生がその子供のほとん
どの指導に関わることになるのでし
ょうか。また、中学校は基本的に
教科担任が教えますので、中学校
では何人かの先生が指導に当たると
考えてよいのでしょうか。その場
合、子供の評価はどのように行われ
るのでしょうか。

特別支援学級の教育課程についても、
学習指導要領では、障がいによる学
習上または生活上の困難を克服し、
自立を図るため、特別支援学校小
学部・中学部学習指導要領第7章に
示す自立活動を取り入れることなど
が定められているようですが、特別
支援学級の児童生徒の障がいに
応じた個別の教育課程が組まれて
いると考えてよろしいのでしょうか。
そうした実際の指導について教
えていただければと思いますので、
教育長にお尋ねいたします。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

まず、特別支援教育の基本的な考
え方について確認をしておきたい
と思います。

特別支援教育の基本的な考え方とし
ましては、幼・保・小・中で連携し、
切れ目ない支援の充実を図り、児童
生徒が社会に出たときに就労し、
生活の自立、社会参加ができるよう
にする、国民として納税できる、
そういった自立した社会人として
育てる、こういった自立を目指して
いるということです。

本市で学んだ子供たちですけれども、
実際には中学校卒業後、進学を
目指す普通高校とか実業高校とか、
それから、西置賜校とか、それか

ら、高等、上級の学校とか、様々なところに進学し、今、社会人として地域や就労先の方々の理解によって活躍している、このことをまずお知らせしたいと思います。

その中で、義務教育においてどのような力をつけるかということの視点だと思いますが、本人、保護者、関係機関との連携を大切にしながら、日々の教育に携わっているということ、これもお知らせしておかなければならないと思います。

さて、最初のご質問ですが、この学級担任については、法に基づいて、長井小学校には現在5名の特別支援学級担任が配置されております。授業内容については、これも学校教育法の施行規則によって、特別な教育課程を設置することができます。障がいの程度や学級の実態等を考慮し、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に変えたり、各教科を特別支援学校の各教科に変えたりするなどして教育課程を組んでいるところです。また、全ての授業が特別支援学級で行われているわけではありません。例えば体育、音楽が得意な子供たちは交流学級で学ぶなど、これらも柔軟に対応しているところです。

中学校の教科担任制についてですが、市内の特別支援学級でも同様に実施しております。そのため、各中学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に研修会、教科担当者会を開くなどして、その子供一人一人の見取りや授業内容、評価について共通理解を図り、学校全体で支援体制を構築し、授業、評価を行っているところです。

また、特別支援学級における特別な教育課程については、障がいによる学習上または生活上、困難を克服し、自立を図るための自立活動を取り入れること、これは義務として規定されておりますので、長井市でも当然、全ての小・中学校で特別支援学級で実施をしているところです。子供一人一人の実態に合わせ、自立活動につい

て個別の指導計画を作成しているところです。例えばコミュニケーションに課題のある子供については、簡単なゲームを通して順番を守るなど、相手の気持ちを考える、社会生活を送りやすくするためのスキルを身につける等、その子に即した授業を行っているところです。自立活動については、授業だけでなく、学校生活全体を通して身につけることができるよう、計画、指導しているところです。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 丁寧な指導をされていることは承知の上で、質問させていただきました。

2点目に入りますが、予定した原稿をちょっと飛ばしながら質問させていただきます。残りの時間の関係ありますので、多少飛ばすところもあるかもしれません。

2点目です。今触れましたように、特別支援学級の担任の先生には、特別支援学校の先生と同じような理解が求められるように感じます。3年前ですが、令和4年3月に、特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策についてという文部科学省からの通知が出ておりました。これは、特別支援教育を担う教師の養成、採用及び研修等に係る検討会議報告に基づくもので、全ての新規採用教員がおおむね10年以内に特別支援教育を複数年経験することなどが示されております。このような検討会議の報告書のような体制が取られているのかどうか、このことについては、本市というよりは、県の問題なのかもしれませんが、教育長にお尋ねいたします。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今、ご指摘のあったとおり、まず、県のほうのご説明をさせていただきます。

県においては、令和5年6月に第4次山形県特別支援教育推進プランが策定されており、施策の仕組みとして教員の専門性の向上が示され

ております。これらを踏まえて、推進プランでは、特別支援学級及び特別支援学級の教員について、自信と意欲を持って指導に当たることができるよう、未保有の教員への特別支援学級の免許状の取得を促していくとされております。

本市についてでございますが、令和6年度の結果となりますが、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有取得率は35%、さらに、現在取得中の教員を含めると40%となる予定で、これは全国平均33.1%よりは高い数字を示しております。今後も積極的な取得や研修を促しておきたいと思っております。

また、特別支援学級担任外の免許保有者も13名おります。新規の採用者を中心に、特別支援教育を専門的に学んでいる教員は増加している状況であります。ただ、免許を保有している、イコール指導が熟知しているということではありません。結局、特別支援教育って、人なので、教育は人なりではありませんが、そういった人をまず充てると、それを大事にしたいと思っております。

研修等についてご説明を申し上げます。

本市では、特別支援教育の専門家の大学の先生を招聘し、年2回巡回相談、それから、年3回の特別支援教育のコーディネーターの研修会を行っています。障がいの有無にかかわらず、その子供たち、全ての子供たちが、授業が分かった、みんなと勉強するのが楽しいという授業づくりが基本であり、その上で必要な支援を行うことが大切であることを巡回相談の中でも確認をしているところであります。

また、特別支援教育コーディネーター研修会では、特に第2回目の研修会のグループワークでは、幼保施設、それから、児童発達支援施設の先生方も参加され、それぞれ専門的な立場から、意見から学ぶと同時に、連携の輪も今、広がっているところであります。来年度も継続する予定でありますので、今後も教員の専門性を

高めると同時に、本市に見合った特別支援教育を推進していく所存であります。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 特別支援学校の公開日などのときに授業の様子なども見させていただくことがあるんですが、そのときに、教育の基本といいますか、根幹はこの特別支援教育にあるなと伺うたびに感じておりましたので、そうした免許状も含めて、知見が広がっているということについては大変うれしく思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

3点目に入ります。

障がいのある子供の支援において、作業療法士の力を借りることは、とても有用な場合があるとされております。よく知られている実践例として、岐阜県飛騨市があります。飛騨市では、令和5年度から市内全ての小・中学校に学校作業療法室を設け、NPO所属の作業療法士が巡回訪問し、専用の個室で発達に特性のある子供の個性に合った学びを提供したり、悩みを抱える保護者や教職員にもアドバイスをしたりしているということです。本市近辺には飛騨市のようなNPOはありませんが、一般社団法人山形県作業療法士会があり、派遣事業も行っているようですので、本市の考え方次第では、作業療法士の巡回も可能だと思います。まずは研究会でも結構ですが、作業療法士の力を借りることについて、教育長のお考えを伺います。あわせて、特別支援学校にはセンター的機能がありますので、この機能をどのように生かしておられるのか、お尋ねいたします。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 この作業療法的な指導については、非常に効果があると本市でも捉えております。この作業療法については、これまでもこども医療療育センターや児童発達支援施設を利用している子供たちが受けております。保護者と情報共有をしながら、支援に生かしてきたと

ころであります。また、巡回相談や研修会においても、この作業療法の視点を生かした具体的なサポート例をお伝えしてきたところです。

また、令和6年度、西置賜地区の養護教諭部会、ここでは、県立保健医療大学の先生を招聘し、作業療法についての学習会を行っております。作業療法士会については、これまで関わる機会はありませんが、一つの選択肢として今後検討していきたいと思います。

2つ目のご質問にお答えします。

米沢養護学校長井校、それから、西置賜校のセンター機能としての活用については、これは、医療的ケアの入学に伴う体制整備、それから、入学後も具体的な支援の仕方についてアドバイスを定期的にいただいております。また、これまでも県が行っている巡回相談等事業を通して、特別支援学級の授業づくり、通常学級における支援についてご指導、ご助言をいただいているところです。長井南中学校地内に西置賜校ができました。これ長井市の一つの大きな施策の一つだと思いますので、今後とも長井校、そして、西置賜校の連携を大切にしながら、共生社会の形成に向けて、長井市が目指すインクルーシブ教育、これを推進していきたいと考えております。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 分かりました。作業療法士については、西置賜校、長井校、あるいは県立の養護学校に配置されているのかなと思いましたが、残念ながら配置されておらず、作業療法士協会のようなところに頼ることにはなるんですが、ぜひその力と、それからまた、特別支援学校ではまた違った知見もありますので、ぜひ活用していただければと、連携を進めていただければと思います。

4点目に入ります。

これは全国の事例としてなのですが、不登校児童生徒の学校健診の受診漏れ、あるいは、学

校からの連絡漏れが見られるということを受けただけで、本市では十分に対応されていると思いますが、確認させていただきます。

まず、学校健診について、不登校児童生徒はきちんと受診できているか、学校教育課長に伺います。そして、学校からの通知、連絡などは、不登校児童生徒に確実に届いているか、学校教育課長に併せて伺います。

○鈴木富美子議長 竹田 洋学校教育課長。

○竹田 洋学校教育課長 不登校児童生徒の健康診断についてお答えいたします。

まず、不登校傾向の児童生徒の対応は様々で、中には外出が苦手だったり、コミュニケーションに困り感を抱えたりしている子供がいることは議員もご案内のことと思います。これらを踏まえて、各学校では、様々な対策を通して、まず、学校に子供たちが来られるようにということの対応をしているところです。それらを加えて、以下、お答えをいたします。

児童生徒の健康診断については、学校保健安全法に基づき、全ての児童生徒がその項目により、定期的に受けるものとなっております。不登校児童生徒についても、各小・中学校において保護者への通知、連絡を確実にを行い、本年度、令和6年度は全ての児童生徒が可能な限り健康診断に臨んでおります。ただ、中には、複数ある健康診断の受診項目の中で、まだ終了していない部分を抱えていらっしゃるお子さんが数名おりますので、現時点でも、集団全体の中での実施が難しいお子さんには個別対応として、また、ほかの児童生徒とは健診の時間をずらすこと、また、学校で実施できない場合は、保護者と学校の校医へ通知連絡を行い、日時や時間を調整して、健康診断の全項目が受検できるように配慮をしているところでございます。

なお、今後も学校、保護者、校医と連携を図り、学校に来られない、困り感を抱えている児童生徒に対しても確実に健康診断を行えるよう

に努めてまいります。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 学校教育課長には、不登校児童生徒への連絡については、今、いただいたんでしたか。分かりました。この件については、不登校だった方の学校健診漏れで、体の異常の発見が遅れたという新聞記事が2回続けて出ておりました。そのこともあってお尋ねさせていただきましたし、それから、フリースクールで調査した結果で、子供の保護者187人だったんですが、アンケートの中では、学校からの情報提供がなくて困ったという方が77%いらっしゃったということもありましたので、この件の質問をさせていただきました。

それでは、最後に1点、教育長にお尋ねいたします。最後のところは、時間を取って、教育長の思いを十分に時間心配しないでお話しいただけるようにと思いましたが、5番目の質問いたします。最後に、教育長のお考えをお伺いいたします。

この質問は私自身の割り切れなさに起因するのですが、今、不登校児童生徒は増加の傾向にあります。それを受けた基本姿勢は、学校だけがいるべき場所ではないということだと思います。校外の学びの場所であってもいいし、家庭での学びでもいい。また、必ずしも教科の学習にこだわらなくてもいい。それぞれの特性に合った居場所で過ごせるようにすることが基本姿勢であると思います。私も、そのために、塾とか図書館とか、場合によってはコミュニティセンターとか、そうした場所が不登校児童生徒の居場所になればよい、そうした居場所がもっと広がればよいと思っております。

一方、子供の将来を考えたとき、社会生活への適応能力と基礎的学力は身につけさせたいと思います。そして、それが一番身につけやすいのが学校だとも考えます。となると、基本的には学校での生活に適応できるように支援する

ことが大事なのではないかとも思えてきます。

もちろん一人一人の子供の特性に応じて、学校に適用できる場合は、その方向で支援し、学校でないほかの場所のほうが伸びるというなら、学校にこだわる必要はないというのが正解であることは分かります。それでも、さきに述べたような割り切れなさが残ります。今述べた正解を答弁にせざるを得ないかもしれませんが、不登校児童生徒への支援に当たり、教育長はどのような基本姿勢でおられるのか、お伺いいたします。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

まず、子供たちは、長いスパンの中で育っていく。学力、それから、社会性についてもそうなんだというのが、これは体験的に子供たちを見て感じているところです。

不登校の問題ですけども、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、毎年出されておりますが、全国の小・中学校に来る不登校児童生徒数34万6,000人、過去最多です。子供数が減っていますから、割合からすると、どんどん増えている。これが一つ、実態です。

なお、本市では、1月末の時点で小学校16名、中学校33名が30日以上欠席児童生徒がおります。この数には自己都合ですとか病欠も含まれておりますけども、本市でも不登校傾向の児童生徒数、全国平均より割合は少ないとはいうものの、重く受け止めているところです。

昨年度、校長会で話題になったことで、こんな言葉がありました。不適応という言葉ですけども、不適応というのは、子供が学校に適応できない、そういう解釈なんだけれども、果たしてそうなのか。個々の子供に対して、学校が適応できない場になっていないのだろうか、校長会で意見が出ました。これは非常に極めて重い意見だなと思います。長井市は、そのことを

非常に大事にできてきていると思います。学びの場として、学校以外の場を積極的に進めていること、それから、スクール・コミュニティの推進というのが、これも背景にあるということ、これらもご理解いただければありがたいと思います。

それから、不登校であった子供ですが、例えばほっとなるスクール、今、長井市でありますけども、ここで過ごした子供が、そこで力を蓄えて、高校に進学したとき、それから、上級学校に進学した後、本当に無遅刻無欠席で過ごして、たくましく社会に出ている、そんな子供たちも見ています。大切なことは、その子の自立にとって、今、最もふさわしい場はどこか、そういうふうなことを考えながら、その子にとって最善の場を保障する、そして、必要に応じて学校と連携するということです。子供たちは学校で勉強したい、この思いは間違いなくあります。そのことについて、まず、どうやって背中を押すことができるか、それらを大事にしていきたいなと思っていますところ。

不登校の児童生徒は、今申し上げましたように、学校に登校する、登校しないという結果のみに着目するのではなくて、児童生徒が自らの生き方を主体的に捉え、長期的な視点で社会的自立を目指す必要があるなと思います。一人一人が将来にわたって幸せに人生を送ることができるよう、これは学校と家庭と地域が一体となって支えていくこと、これが今求められている教育であり、子育てであると考えているところ。本市では、これらのことを観点に、適応指導教室、ほっとなるスクールを開設し、また、今回予算も計上しましたが、3日間から5日間とスパンを延ばして対応したいと考えています。各中学校に教室以外に学習スペースを確保して、教育相談員を配置する、これも充実させたいと思います。また、学校以外の民間施設、団体による多様な学びの場が設けられておりますので、

それぞれ児童生徒に寄り添った支援が進められてきていること、これらを一層推進したいと考えております。

不登校児童生徒だけでなく、子育ても教育も、私、正解はないと思っています。学校、家庭や地域社会、そして、福祉、医療関係との連携の下に、画一的な考えに固まることなく、柔軟に、包括的に、子供を真ん中に据えて支援をしていきたいという思いであります。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 長井市の教育のすばらしさというのは実感するところです。今、いろいろお話しいただいたとおりなんですが、それらが、じゃあ、市民がどうやってそれに触れることができるんだろうかと考えたときに、例えばこういうお話もそうなんですけれども、今、発行されている「長井市の教育」があります。例えばああいう中で、今お話しいただいたような不登校に対する生徒の支援とか特別支援教育の支援の在り方とか、それから、子供に対する目線、あるいはスクール・コミュニティの考え方、そういうことなどが、他の課との連携も含めてなんですが、「長井市の教育」のあの冊子の中で網羅されていれば、すごく伝わってくる、分かりやすいなと感じていたところです。そのようなことにつきましても引き続きご検討いただければと思いますが、以上で私の質問を終わります。

内谷邦彦議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位8番、議席番号9番、内谷邦彦議員。

(9番内谷邦彦議員登壇)

○9番 内谷邦彦議員 政新長井の内谷邦彦です。2つの項目について質問いたします。